

## 大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

### 検討会（第2回）議事概要

1 日 時：平成24年1月19日（木）10：00～12：00

2 場 所：砂防会館別館 六甲

3 出席者(敬称略)：関澤 愛(座長)、磯辺 康子、桂 敏美、国崎 信江、座間 信作  
柴田 徳雄、谷原 和憲、田村 圭子、月成 幸治、花海 秀樹  
松浦 和夫代理(久保田)、宮脇 良平、

(計12名)

#### 4 議事

##### 【各委員の主な意見】

##### ① 災害対応体制及び情報管理体制の確立

###### ○災害対応体制の確立

- ・消防本部の災害対応のレベルを図る評価システムのようなものが必要ではないか。
- ・消防署等が活動拠点と避難所双方の機能を果たすのは困難であったことから、活動拠点としての役割を確保するための方策も議論の対象とするべきではないか。
- ・消防本部の体制は地震後と津波到達後で変わるので、整理する必要がある。

###### ○情報管理体制の確立

- ・情報収集については、災害発生が昼間の場合や深夜の場合等、発生時間帯によって収集の手段や情報量、内容などが異なることを考慮する必要がある。
- ・津波到達前の情報収集には問題はなかったが、津波以降の情報収集は困難であり、最低限どういった情報が必要か、何を重点に収集するのかを考える必要がある。
- ・災害対応を優先していたため、マスコミに対する情報発信や情報収集は困難だった。
- ・テレビ、ラジオなどの情報やヘリコプターからの情報は有効だった。
- ・内陸部の消防本部では、本部の震災時消防計画に基づいた対応ができていたはずであり、実施できていた部分については評価していくべきである。一方で、沿岸部においては、想定を超える津波により計画どおりにいかなかった点などから、どう教訓として今後に生かすかを課題として整理すべきである。

##### ② 消防活動方針（安全管理を含む）

- ・被害が大きいほど状況把握が困難で、すぐに応援要請できる状況ではないというのが阪神淡路の教訓としてあり、今回、沿岸部では同様の状況であったと考えられる。
- ・地震発生後約10分で津波が到達する場合、警報発令から1時間で津波が到達する場合など、状況に応じた活動方針をどのようにするか決める必要がある。
- ・気象庁の警報が間に合わない場合もあり、地震が来たら津波が来ることを前提に行動すべきである。
- ・大きな地震が起きたら逃げるということを徹底する以外に命を救う方法はない。

- ・安全な場所に逃げるまでの一定猶予時間を設けて活動しない限り、消防活動は不可能であり、目安の時間が必要である。
- ・活動中における安全確認行動を手順として入れる。
- ・活動中に海面監視のできる方策を考慮する。(全体を包括的に監視する方策、カメラ映像で危険が認識できる工夫、目視で海面が確認できる等)
- ・震災時に勤務日であった職員より、招集され活動にあたった職員の犠牲が多かった。
- ・消防は消火のプロであるが、津波救助のプロなのか。消防が率先避難者として動く方が、命を助けることに対して効率的なのかもしれない。
- ・浸水区域内で津波発生前に火災等が発生している場合、いつ消防は退避すべきか。
- ・津波到達時間の10分前に退避を完了するのは、ギリギリの時間とも思えるが、津波警報の信頼が高まり、実際に津波到達時間の予測が可能になれば、退避完了までの一定時間を活動猶予時間として設定することは可能となる。